

和泉中央連合自治会 6 月度定例会

令和 7 年 6 月 22 日

1 連合会長挨拶

2 依頼報告事項

- (1) 第 75 回「社会を明るくする運動」ポスターならびに啓発展チラシの掲出について
(泉区社会福祉協議会) ……資料 1★
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (2) 令和 7 年度水道局三ツ境水道事務所の事業概要・水道工事予定について
(水道局三ツ境水道事務所) ……資料 2
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (3) プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の実施状況について
(資源循環局泉事務所、泉区地域振興課資源化推進担当) ……資料 3
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (4) 住宅用火災警報器の点検の実施について
(泉消防署総務・予防課) ……資料 4★
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (5) 町の防災組織への研修等の御案内について
(総務局地域防災課、泉区総務課) ……資料 5★
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (6) GREEN×EXPO 2027 の機運醸成について
(脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課・泉区区政推進課) ……資料 6★
＜広報よこはま掲載：あり（3月号）＞
- (7) 令和 7 年度いっずんサポート補助金の申請募集について
(泉区地域力推進担当) ……資料 7★
＜広報よこはま掲載：なし＞
- (8) 【横浜市国民健康保険】【後期高齢者医療制度】
資格確認書等の一斉交付及び専用コールセンターの設置について
(健康福祉局保険年金課、医療援助課・泉区保険年金課) ……資料 8★
＜広報よこはま掲載：あり（7月号）＞

3 その他

- (9) 参議院選挙及び市長選挙に係る投票管理者・投票立会人の報酬改定について
(選挙管理委員会事務局選挙課・泉区総務課) ……資料 12
＜広報よこはま掲載：なし＞

(10) 地域の防犯力向上緊急補助金について

(市民局地域防犯支援課・泉区地域振興課) ……資料 13★

<広報よこはま掲載：なし>

(11) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の交付手続き等について

(市民局地域活動推進課・泉区地域振興課) ……資料 14★

<広報よこはま掲載：あり（5月号）>

4 各部会報告

保健衛生部 防犯部 防災部 交通安全部 福祉厚生部

文化部 スポーツ部 子ども育成指導部 環境部

5 和泉中央連合議題

(1) 7月度定例会及び地区経営委員会の日程について

7月21日（祝） 9：30～ 泉中央公園集会所にて

定例会後 地区経営委員会

(2) 集会所にある備品のレンタルについて

(3) その他

＝次回のご案内＝

※7月21日(月祝)

定例会 9:30~

定例会後地区経営委員会

泉中央公園集会所にて

以上

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉 区 連 長 会 資 料
令和 7 年 6 月 19 日
横浜市泉区社会福祉協議会

泉区更生保護協会
会長 山口 賢（泉区長）

第75回「社会を明るくする運動」ポスターならびに
啓発展チラシの掲出について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、「社会を明るくする運動」ならびに更生保護活動推進へのご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年度も、7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国的に実施されます。泉区におきましても、関係機関、各種団体、地域住民の協力を得て、啓発活動を実施してまいります。

つきましては、第75回「社会を明るくする運動」ポスターならびに啓発展（7月12日・13日開催）のチラシの掲出について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【送付資料】

- 1 第75回「社会を明るくする運動」ポスター ※A4サイズ
2 第75回「社会を明るくする運動」啓発展チラシ ※A4サイズ



※「社会を明るくする運動」とは…

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

(左図：第75回「社会を明るくする運動」ポスター)

【連絡先】

泉区更生保護協会事務局
(横浜市泉区社会福祉協議会内)
担当 坂巻
電話 045-802-2150

みんなで考えよう！
社会を明るくする方法



更生ペンギンの
ホゴちゃん

第75回「社会を明るくする運動」啓発展



「社会を明るくする運動」って何？

社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、法務省が中心になって呼びかける、全国的な運動で、7月を強調月間・再発防止啓発月間としています。

新たな被害者も加害者も生まない安全・安心で明るい社会を築くため、一人一人が考えて参加するきっかけ作りを目指しています。自分たちに何ができるのか、展示を通じて考えてみませんか？

右の二次元コードから社会を明るくする運動のホームページに移動できます。

「社会を明るくする運動」の取組や活動を支えるメンバーについて知ることができます。



どうして犯罪を
犯して
しまったんだろう…？

友だちがよくない
ことをしているのを
見たら…？



第74回「社会を明るくする運動」 作文コンテスト受賞作品 展示会

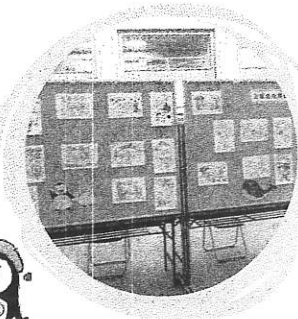
区内小中学校の児童・生徒の皆さんが書いて
くださった作文を展示します。



ホゴちゃんぬりえコーナー

区内保育園の園児の皆さんが塗ってくださったホゴちゃん
ぬりえを展示します。

その場で塗れるぬりえコーナーも用意していますので、
是非休憩がてらお立ち寄りください♪



来場者
プレゼント
あります！

2025年

7月12日(土)・13日(日)

10:00~16:00



ゆめが丘ソラトス 2階SORATOS Room201

〒245-0019 横浜市泉区ゆめが丘31

主催：泉区更生保護協会

共催：泉保護司会 泉区更生保護女性会

【お問合せ】

泉区更生保護協会 事務局（泉区社会福祉協議会内）

TEL 045-802-2150

E-mail sakamaki00@yokohamashakyo.ne.jp

令和 7 年度水道局三ツ境水道事務所事業概要

1 所在地

瀬谷区二ツ橋町 553 (中原街道西部病院交差点脇)
 市内 7 か所にある水道事務所の 1 つ
 泉区、旭区、瀬谷区の 3 行政区を所管



2 泉区の水道施設概要

- (1) 給水戸数：70,591 戸【横浜市内⇒1,968,852 戸 (令和 7 年 3 月末現在)】
- (2) 配水管延長：約 465Km【横浜市内⇒約 9,300 km】

3 業務概要

(1) 漏水修理に関すること

水道メーターから道路側⇒水道局で修理可能

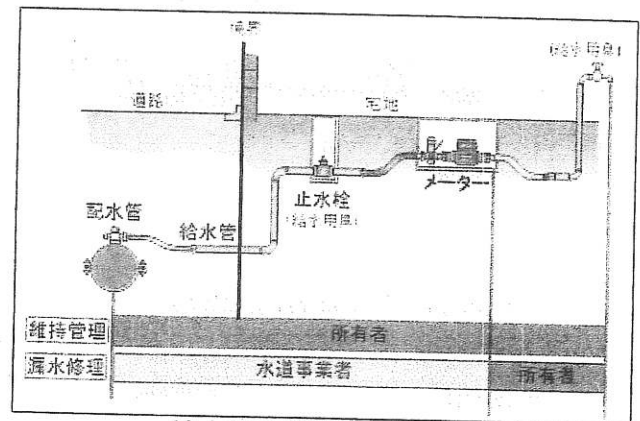
令和 6 年度漏水修理実績

⇒道路内：給水管 56 件・配水管 2 件、宅地内：117 件

※メーター下流側⇒所有者から指定事業者へ依頼

(2) 水道施設の維持管理に関すること

(3) 水道料金に関すること



給水管の修理施工区分

4 地域との活動について

(1) 地域防災拠点での防災訓練実績【令和 6 年度訓練実施件数⇒5 か所】

水道局では災害時に飲み水を得られるよう、皆さまが住んでいるところからおおむね 500m 圏内の小・中学校や公園などに災害時給水所（別紙、災害時給水マップ参照）を設置しています。

また、災害時給水所では地域の皆さまと応急給水訓練を実施しています。

平成 29 年度からは横浜市管工事協同組合との災害協定に基づき、災害時給水所の開設の補助を行っていただいております、訓練にも参加していただいております。

(2) 水道出前教室【令和 6 年度訓練実施件数⇒8 か所】

小学 4 年生の社会科学習の一環として、水道局職員が小学校へ伺い水道局の仕事を詳しく伝える「水道出前教室」を実施しています。

教室では、講義や実験を通じて浄水処理の仕組みや水源林の働きなどを学んでもらっています。

5 その他

不審者情報

市内全域で、水道局職員や委託事業者などを装い、水道局から指示や依頼を受けているとして、ご自宅などを訪問する不審者や不審な電話等の情報が多数寄せられています。

水道局では以下のようなことは行っておりませんのでご注意ください。

- ・水道局に依頼していない配管や水質等の調査 (令和 6 年度発生件数 37 件)
- ・メールでの水道料金の請求 (令和 6 年度発生件数 1 件)

水道に関するお問い合わせは

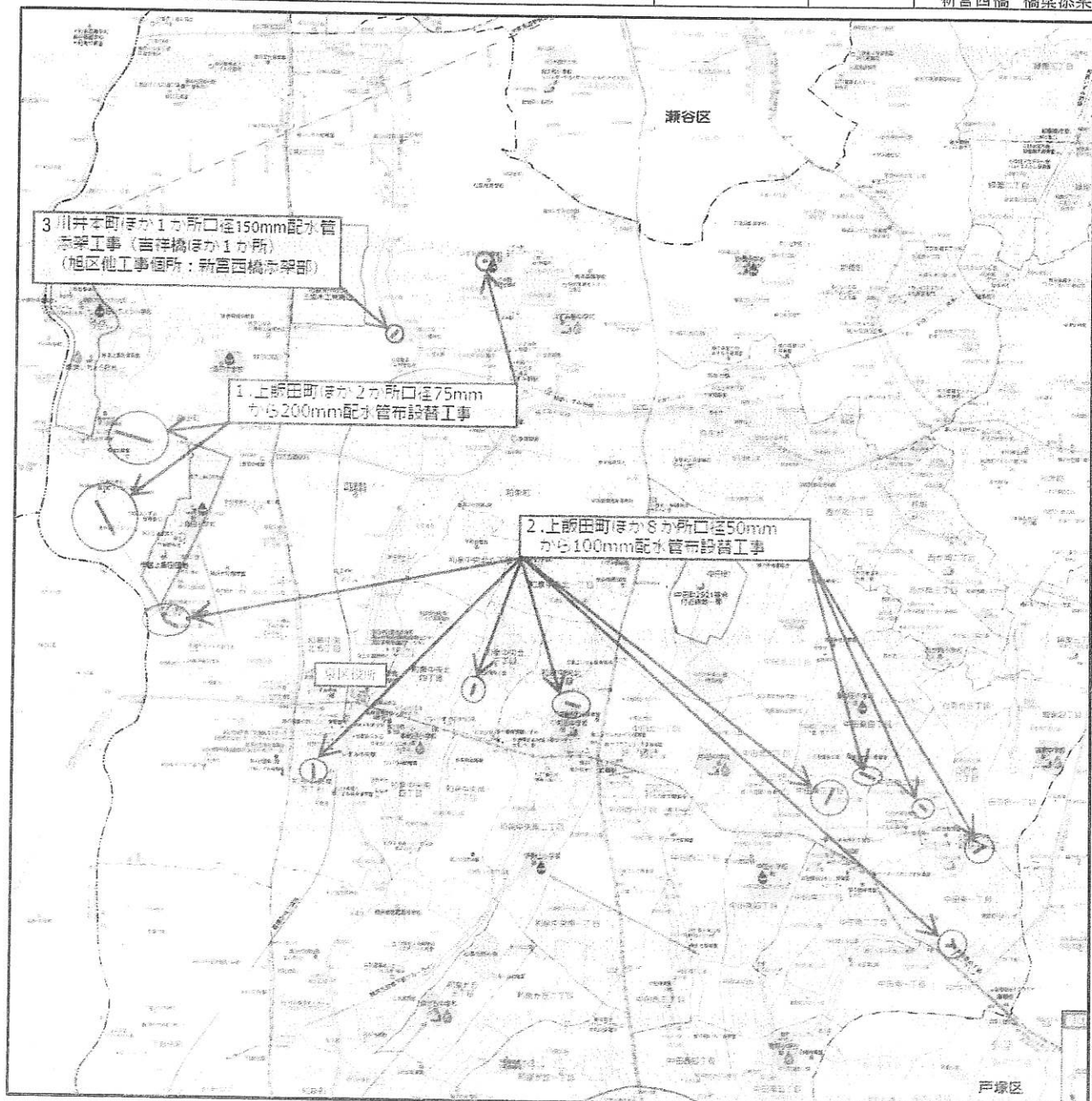
24 時間 365 日 水道局お客さまサービスセンターへ 045 - 847 - 6262

(資料お問合せ先：水道局三ツ境水道事務所 電話：045-363-1541)

令和7年度水道局北部方面工事課事業概要

1 泉区工事予定（令和7年度）

番号	工 事 名	工事場所	工事完了 予定日	工事概要
1	上飯田町ほか1か所口径75mmから200mm配水管布設替工事	上飯田町	R8.3.1	老朽管更新 耐震化工事 重要拠点(いずみ野小) 新設延長 約305m
2	上飯田町ほか8か所口径50mmから100mm配水管布設替工事	上飯田町	R7.11.19	老朽管更新 耐震化工事 新設延長 約477m
3	川井本町ほか1か所口径150mm配水管添架工事(吉祥橋ほか1橋) (旭区他工事箇所：新宮西橋添架部)	和泉町	R7.8.7	老朽管更新 耐震化工事 新設延長 約40m 新宮西橋 橋梁添架



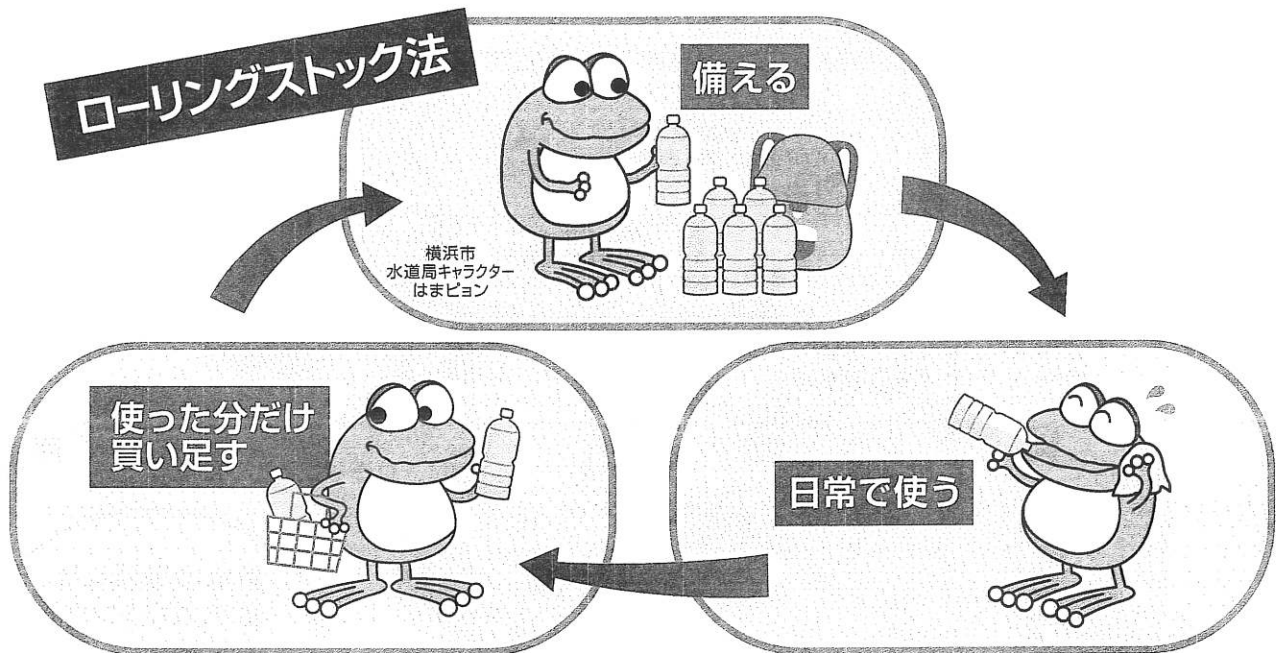
(資料お問合せ先：水道局北部方面工事課 電話：045-531-4341)

備蓄しましょう! 飲料水

飲料水の備蓄の目安は 1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上

賢い備蓄で「もしもの災害発生時」も安心!
普段から少し多めに飲料水などを買っておき、使った分だけ新しく買い足して、
いつも一定量を備蓄しておく方法をローリングストック法といいます。

ローリングストック法



トイレ対策は大丈夫?

災害時の備えとして、トイレパック(携帯トイレ)を備蓄しましょう。

●トイレパックって何?

断水時でも便器にビニール袋を被せて使用できる簡易的なトイレです。使用後はトイレパックだけをまとめて燃やすごみとして出すことができます。

●備蓄量の目安は?

1人あたり15個以上(1日5個×3日分)

●どこで売っているの?

ホームセンターなどで購入可能です。

〈使用方法〉

①処理袋を便座の上からカバーするように取り付けます。



②使用後に処理剤を上から振りかけます。



③使用後の処理袋は中の空気を出し、口をしっかり結び、トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみとして出します。



問合せ 資源循環局街の美化推進課 電話:045-671-2555 FAX:045-663-8199



横浜市水道局

令和6年7月発行

CITY OF YOKOHAMA

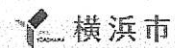
資料 3

泉区連長会資料
令和7年6月19日
泉区地域振興課資源化推進担当

プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の 実施状況について

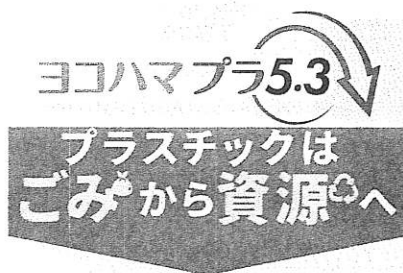


1 プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大

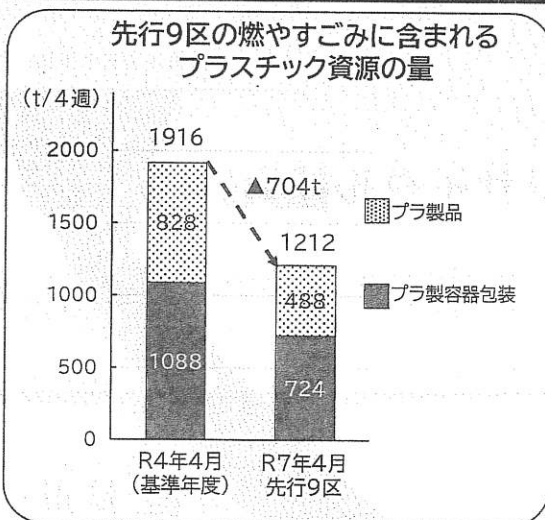
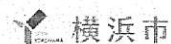


「ヨコハマ プラ^{ごみ}5.3計画」を策定し、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減に向け、これまでのプラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え「プラスチック資源」とした収集を令和6年10月に先行9区※1で、令和7年4月から全市域で開始しました。

※1：旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区



2 燃やすごみに含まれるプラスチック資源の量 (令和7年4月)

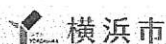


燃やすごみに含まれるプラスチック資源
1人当たり年間削減量

▲5.6kg/(人・年)

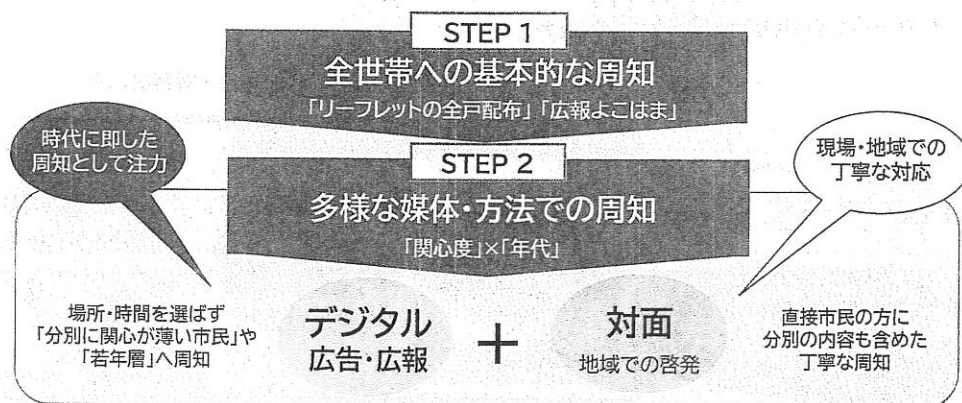
計画目標値: ▲5.3kg/(人・年)

3 分別変更にあたり実施した広報・啓発

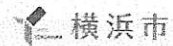


今回の分別変更は、G30以来の約20年ぶりの変更となるため、市民の皆様にご理解・御協力いただけるよう丁寧に周知してきました。

周知は、今の時代背景も踏まえ、様々な媒体・ツールを活用して行いました。

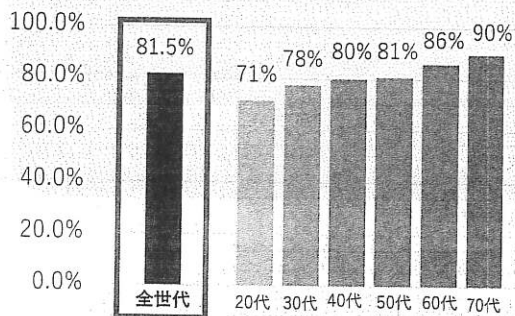


4 分別変更後の状況（先行9区・令和6年10～11月）



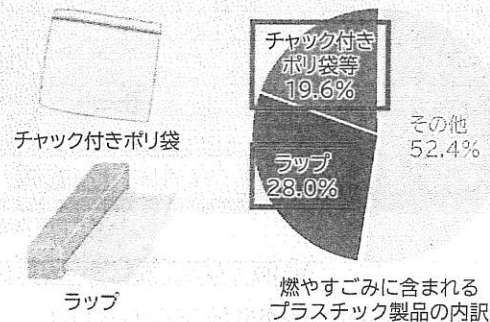
分別変更の認知度等を確認するため
先行9区にお住まいの方を対象とした
インターネット定量調査を実施

分別変更の「認知度」 81.5%

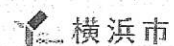


燃やすごみの中にどのような
プラスチック資源がどれくらい
入っているかを確認する調査を実施

新たに対象となったプラスチック製品では、
ラップ・チャック付きポリ袋等が多く混入



5 令和6年度下半期の広報・啓発



認知度調査や組成調査の結果を踏まえ、誤りの多かった製品の正しい出し方への
案内や若者をターゲットとしたSNS媒体の活用など、周知に取り組んできました。

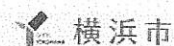
全世帯への基本的な周知



多様な媒体・方法での周知



6 今後の広報・啓発



○様々な広報媒体やツールを活用して、地域に寄り添ったきめ細かな広報・啓発に取り組んでいきます

発信型の広報

- ・区民ホールでの分別キャンペーン（6月18日・19日、9月、11月）
- ・区役所でのデジタルサイネージ放送
- ・広報よこはま泉区版での周知
- ・泉事務所の掲示板を活用した周知
- ・収集車を活用した周知
- ・公式SNSでの情報発信
- ・区局HPでの周知

YOKOHAMA GO GREEN

対面型の広報

- ・泉区民ふれあいまつりでの啓発
- ・大型スーパーでの店頭啓発
- ・集積所での早朝啓発
- ・小学校等への出前教室
- ・ごみ分別住民説明会
- ・地域イベントでの分別啓発

地域でのご要望があればお気軽にお問合せください！

資源循環局 泉事務所(803-5191) 泉区地域振興課資源化推進担当(800-2398)

泉区内 集積所 約3,000ヶ所

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 7 年 6 月 19 日
泉 消 防 署 総 務 ・ 予 防 課

自治会・町内会会長様

泉消防署長

住宅用火災警報器の点検の実施について（御依頼）

日頃から、地域における防火防災に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、住宅火災発生時の被害軽減に有効とされている「住宅用火災警報器」ですが、平成 23 年の設置義務化から、今年で 14 年が経過し、現在設置されている住宅用火災警報器の多くが、電池切れや故障等で適切に作動しなくなる恐れがあります。

つきましては、防災訓練等の機会に「住宅用火災警報器の点検」を実施していただき、定期的な点検と 10 年を目安とした本体交換を周知するとともに、より一層の地域防災力向上の推進に御協力くださいますようお願いいたします。

1 住宅用火災警報器の点検とは

防災訓練の前後など、地域で実施日を決め、点検していただくものです。

消防署と予め連携をし、地域で鳴動させることで、火事と勘違いされる心配がなく、点検に抵抗のある方の点検促進やご自身での点検が困難な方へ効率的な支援が期待されます。

2 点検の流れ（例）

(1) 点検日について消防署と事前協議し、決定します（例 防災訓練実施日等）。

(2) 点検日が決定したら、掲示板等により周知します（別紙参照）。

(3) 点検日当日、各家庭において住宅用火災警報器の点検を実施します。

※ 可能であれば、地域において作動状況の結果確認等をお願いします。必要に応じて、設置・点検・交換が必要な世帯への支援等を御検討ください。

3 その他

(1) 点検方法や周知の文面等、消防署でサポートさせていただきますので、実施を検討される際には、担当まで御連絡ください。

(2) 住宅用火災警報器は高所に設置されている場合が多いため、傘などの長い棒を使って点検ボタンを押すなど、安全に実施するよう留意してください。

(3) その他御不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。

【担当】 泉消防署総務予防課

三浦・友永

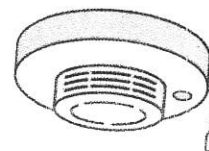
電話 (801)0119 /FAX (801)0119

○月○日の防災訓練に参加される皆様へ

住宅用火災警報器の寿命は約 10 年です。

「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に作動するよう、
防災訓練の日に作動確認を行いましょう！

点検により消防へ自動通報されることはありませんので安心して実施してください。



☑ 住宅用火災警報器の点検は、誰でも簡単に行うことができます。

〈点検方法〉



正常を知らせる音声や
警報音が確認できればOK!

※もう一度ボタンを押すかひもを引くと止まります

※高所作業は危険なので、傘などの長い棒を使ってボタンを押すことをおすすめします。

☑ ご自身での点検が困難な場合は、泉消防署 総務・予防課までご相談ください。

TEL/ FAX 045-801-0119 メール: sy-izumi-yobo@city.yokohama.lg.jp

～ 確認用フローチャート ～

台所・寝室・(寝室が2階以上の場合)階段に住宅用火災警報器が設置されている

全て設置済

一部設置済

設置されていない

設置から10年経過

している

していない

点検の結果すべて動作良好

はい

いいえ

定期的な点検と適正な
維持管理を継続しましょう

早急に本体を
交換しましょう

未設置部分に
設置をしましょう

早急に設置
しましょう

①

②

③

④

泉 区 区 連 会 資 料
令和 7 年 6 月 19 日
泉 区 総 務 課
総 務 局 地 域 防 災 課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区総務課長
総務局地域防災課長

町の防災組織への研修等の御案内について

日頃から、泉区の防災・減災に御協力をいただくとともに、地域の防災活動に御尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

町の防災組織の皆様への研修等を今年度も実施しますので、積極的に御活用いただきますよう、お願いいたします。

1 研修等の内容について

(1) 泉区「防災出前講座」(主催：泉区総務課)

区民の皆様への自助の活性化を目的に、泉区職員が町の防災組織を訪問し、防災・減災に必要な講義を行います。

① 主な講座内容

防災・減災に必要な自助の取組(泉区の被害想定、家庭内での備蓄、大雨への備え 等)
※具体的な講座内容を事前に伺わせていただき、講義を行います。

② 講師

泉区総務課防災担当職員

③ 申込期間等

申込期間は設けておりませんが、希望日時に余裕をもってお申込みください。申込多数や日程の都合等で、御希望に添えないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 泉区地域防災アドバイザー派遣事業(主催：泉区総務課)

地域の防災(共助)に関して効果的な活動・体制をつくりあげるため、外部からの防災の専門家(地域防災アドバイザー)を派遣し、複数回の講義やワークショップを行います。

① 講座内容(以下の3講座から1講座を選択し、お申込みください。)

・町の防災組織防災マニュアル作成(2団体程度)

・地域防災訓練(1団体程度)

・災害時要援護者支援体制づくり(2団体程度)

※講座の詳細等は募集要項を御参照ください。

② 講師

泉区が委託契約を締結した業者(特定非営利活動法人日本防災環境)

③ 申込期間

令和7年7月1日(火)～令和7年8月15日(金)

(3) 泉区「町の防災組織研修会」(主催：泉区総務課)

町の防災組織の基本的な活動内容(共助)等を確認し、皆様が円滑に地域の防災・減災活動に取り組めるようにすることを目的に、集合型の研修会を行います。

① 開催日時

- ・第1回：令和7年8月22日(金) 18時30分～20時30分
- ・第2回：令和7年8月23日(土) 10時00分～12時00分

※研修開催時点で大雨警報等の気象警報が発令された場合、研修は中止とします。

② 会場

泉区総合庁舎4階ABC会議室

③ 内容

町の防災組織の活動(共助)に必要な事項等について

※複数の町の防災組織の関係者が参加することから、相互の情報交換や交流を深めるためのグループワークを中心に行います。

④ 講師

泉区総務課防災担当職員

⑤ 申込期間

令和7年7月1日(火)～令和7年8月15日(金)

(4) よこはま防災研修(主催：総務局地域防災課)

地域における防災活動の支援として、総務局地域防災課では、町の防災組織向けに「よこはま防災研修<基礎編>、<支援編>」の2種類の研修を行います。

① 内容

<基礎編>

災害に対する日頃の備え(自助)や地域防災拠点の取組事例(共助)などを学ぶ研修を行います。本市消防局が運用している「よこはま防災eパーク」のWEB研修で、町の防災組織以外の方も受講が可能です。

<支援編>

地域にアドバイザーを派遣し、地域の防災力向上を目的に講義やワークショップを行います。講義やワークショップは1回の実施となります。

以下の講座からお選びいただけます(複数選択可)

- ・地域特性に応じた基本的な災害の備え(必須)
- ・風水害への備え
- ・地震への備え
- ・グループワーク

② 申込期間等

<基礎編>

WEB研修のため、申込期間は設けておりません。24時間いつでも受講できます。

<支援編>

令和7年7月1日(火)～令和7年12月26日(金)

2 各研修等の申込方法

(1) 泉区「防災出前講座」、泉区地域防災アドバイザー派遣事業、泉区「町の防災組織研修会」

添付の申込書に必要事項を記入し、泉区総務課防災担当宛に御提出ください。

【提出先】

Eメール : iz-bousai@city.yokohama.lg.jp

FAX:045-800-2505

(2) よこはま防災研修

<基礎編>

申込手続は不要です。よこはま防災 e パークにアクセスして、研修を受講してください。

【受講方法】

以下の URL や QR コードより受講できます。

URL : <https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

QR コード :



<支援編>

以下の URL や QR コードからお申込みいただけます。

【申込先】

URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dc98aafb-6148-4178-980d-4f7c7be24feb/start>

QR コード :



【担当・問合せ先】

① 泉区総務課が主催する研修等に関する事

泉区総務課防災担当 : 竹田・黒鳥・金子・阿部

電話 : 045-800-2309 / FAX : 045-800-2505

Eメール : iz-bousai@city.yokohama.lg.jp

② よこはま防災研修に関する事

総務局地域防災課 : 佐久間・神田

電話 : 045-671-3456 / FAX : 045-671-1677

Eメール : so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

市連会 6 月 定例会 説明資料
令和 7 年 6 月 1 2 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

1 趣旨

GREEN×EXPOの開催に向けた機運醸成の取組として、GREEN×EXPO 2027特別仕様ナンバープレート及び新プロジェクト「Blooming RING Action」について情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容（添付の記者発表資料をご参照ください）

(1) GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレートのデザイン及び交付開始日等を決定

令和7年5月3日（土）に、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催を記念した特別仕様のナンバープレートのデザイン及び交付スケジュールが国土交通省から発表されました。6月9日（月）から事前申込の受付が開始され、7月14日（月）から交付が開始されます。

(2) 新プロジェクト「Blooming RING Action」を発足

令和7年5月16日（金）に、「一人でも多くの来場者が自分事にできるように」という想いを込めた新プロジェクト「Blooming RING Action」が公式アンバサダー芦田愛菜さんから発表されました。Blooming RINGを着用したプロジェクト賛同者の写真を撮影し、ポスターやホームページ等で展開するなどにより、開催に向けた一人ひとりの応援の想いの輪を共有し、今後もより一層EXPO開催に向けた機運醸成を進めます。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課 広報担当
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区区政推進課地域力推進担当課長

令和 7 年度いっずんサポート補助金について【情報提供】

1 趣旨

泉区では地域の課題を解決したり、魅力を高めたりする活動を応援するため、いっずんサポート補助金を交付しています。このたび令和 7 年度いっずんサポート補助金（泉区地域課題解決支援事業補助金）の申請団体の募集を開始しましたので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位町内会長あてちらしを送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請できる団体】泉区内で活動している 5 名以上で構成する団体（※2）ほか

【事前相談期間】令和 7 年 8 月 1 日まで

【申請受付期間】令和 7 年 7 月 1 日から 8 月 15 日まで

【補助対象期間】令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【補助のコース】(1) スタートアップコース：最大 25 万円

(2) ステップアップコース：最大 20 万円

(3) こどもの居場所コース：最大 10 万円

(※1) こどもの居場所コースは「年 6 回以上継続的に行うもの」等の条件を撤廃し、申請しやすくなりました。

(※2) 詳細は別紙ちらしのほか、募集要項等を御確認ください。

ちらし、募集要項は区内公共施設で配架しているほかホームページでも確認できます。

担当：泉区区政推進課地域力推進担当

井戸、宇野、高草木

TEL：800-2333 FAX：800-2505

mail:iz-chiikiryou@city.yokohama.lg.jp

補助金コース別概要



補助金のコースは3つ！

スタートアップコース 最大 25 万円

新たに地域で活動を始めたい！始めたばかりの方に！

申請回数	1回(年)目	2回(年)目	3回(年)目
補助率	10 分の8	10 分の6	10 分の5
補助限度額	25 万円		
令和5年4月1日以降に開始した事業が対象			

ステップアップコース 最大 20 万円

今の活動をさらに盛り上げたい方に！

申請回数	1回(年)目	2回(年)目	3回(年)目
補助率	10 分の5		
補助限度額	20 万円	15 万円	10 万円
令和5年3月31日以前に開始した事業が対象			

こどもの居場所コース 最大 10 万円

こどもたちの健やかな成長を地域で支えたい方に！

申請回数	1回(年)目	2回(年)目	3回(年)目
補助率	10 分の9		
補助限度額	10 万円		
こどもの自主性や社会性を育む継続的な活動が対象			



ご確認ください！

- ★ 全てのコースを通算して、1事業につき原則3回まで補助金交付が受けられます。
ただし、毎回申請が必要であり、申請の都度審査があります。
- ★ 申請にあたっては、必ず事前にご相談ください(予約制)。
※地域の課題解決に向けた活動に関するご相談は、随時受け付けています。
- ★ 詳細は募集要項及び交付要綱をご確認ください。

問合わせ先

泉区区政推進課 地域力推進担当(泉区役所3階 307 番窓口)

電話:800-2333 FAX:800-2505

Eメール:iz-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp



【横浜市国民健康保険】【後期高齢者医療制度】

資格確認書等の一斉交付及び専用コールセンターの設置について【情報提供】

1 趣旨

- (1) 現行の紙の保険証の有効期限（令和 7 年 7 月 31 日）を迎える前に、すべての方に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします。（7 月中）
- (2) 国保、後期の加入者様向けの専用コールセンターを設置いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】専用コールセンターが開設されている旨、地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

専用コールセンターが開設されている旨、定例会等で周知をお願いします。

3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 専用コールセンターの情報

【専用コールセンター】

TEL: 045-577-4591

FAX: 045-577-4592

令和 7 年 6 月 16 日から令和 7 年 8 月 29 日まで（土日祝日を除く）
9 時から 19 時まで

(2) その他

今回の一斉交付、マイナ保険証の使い方などのご質問等についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当 二瓶、稲川、松崎
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403
メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.lg.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当 山口、藤井、伊藤
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403
メール kf-iryoenjo@city.yokohama.lg.jp

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」に関する専用コールセンターを設置します！

【専用コールセンター】

TEL:045-577-4591

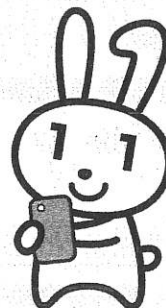
FAX:045-577-4592

令和7年6月16日から令和7年8月29日まで（土日祝日を除く）

9時から19時まで

※マイナ保険証の使い方についても、お答えします。

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入中の健康保険にお問い合わせください。



- 令和7年7月に送られてくる書類と保険証有効期限後の受診方法について次の表のとおりです。

保険証の有効期限（最長令和7年7月31日）後も、安心して受診をすることができます。

対象者		送られてくる書類	有効期限後の受診方法
国保の加入者様	マイナ保険証が <u>ない</u> 方	『資格確認書』 保険証の代わりとなる書類です。 有効期限は令和9年7月31日までです。	資格確認書
	マイナ保険証が <u>ある</u> 方	『資格情報のお知らせ』 ※加入内容をお知らせする書類です。 （単独で受診をすることはできません）	マイナ保険証
後期の加入者様	マイナ保険証が <u>ない</u> 方	『資格確認書』 保険証の代わりとなる書類です。 有効期限は令和9年7月31日までです。	資格確認書
	マイナ保険証が <u>ある</u> 方		マイナ保険証 （又は資格確認書）

※令和7年4月3日厚生労働省の事務連絡に基づき、後期の加入者様は一律で資格確認書が交付されることとなりました。

＜国保の資格確認書イメージ＞

カードサイズ（健康保険証と同じ）

薄灰色



＜国保の資格情報のお知らせイメージ＞

A4サイズ・白色

＜後期の資格確認書イメージ＞

パスポートサイズ（健康保険証と同じ）

橙色

参議院選挙及び市長選挙に係る投票管理者・投票立会人の報酬改定について

日頃より各種選挙の執行にあたり、皆様方には多大なるご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。

さて、参議院選挙及び市長選挙における投票管理者・投票立会人報酬については、4月定例会において、概ね1,500円程度の増額とお伝えしていたところですが、6月4日の「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」の公布を受け、本市においても、次のとおり報酬日額の引き上げを決定しました。

引き続き、自治会町内会の皆様におかれましては、公正かつ円滑な選挙執行について、ご理解・ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 報酬改定額について

区 分	職 名	旧 報 酬 額	改 定 報 酬 額	改 定 額
当日の投票所	投票管理者	13,000円	14,700円	1,700円
	投票立会人	12,000円	13,600円	1,600円
期日前投票所	投票立会人	11,000円	12,500円	1,500円

【参考】交替制とする場合の交替時間及び報酬（原則）

職 名	投票時間	旧 報 酬 額	改 定 報 酬 額
投票管理者	前半：7:00～13:30	6,500円	7,350円
	後半：13:30～20:00	6,500円	7,350円
投票立会人	前半：7:00～13:30	6,000円	6,800円
	後半：13:30～20:00	6,000円	6,800円

市連会 6 月 定例会 説明資料
令和 7 年 6 月 12 日
市民局 地域防犯支援課

地域の防犯力向上緊急補助金について【情報提供】

1 事業の趣旨

今年度実施している、「地域の防犯力向上緊急補助金」の制度について再度情報提供させていただきます。

是非、ご活用の参考にさせていただければ幸いです。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 地域の防犯力向上緊急補助金の概要

(1) 対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

(2) 補助対象経費

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの

(3) 補助率/補助上限額

10 分の 9 / 20 万円

(4) 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日～10 月 31 日

市民局地域防犯支援課
担当 小野寺、早野
電話 045-671-3709 / FAX 045-664-0734
メール sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

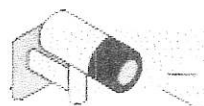
補助率10分の9

上限

20万円

地域の防犯力向上

緊急補助金



使えます!!

★手続き簡単 4ステップ★

ステップ1

やることを決める



Q 防犯活動って何をすればいい?

A 裏面に取組事例を掲載しています。参考にどうぞ♪

Q 取組内容が補助金の対象になるか不安?

A 取組前に下記 受付センターへお気軽にご相談ください。

ステップ2

取組を行う、支払う

※ 必ず領収書をお受け取りください。

ステップ3

申請する ← 10月31日まで

ステップ4

請求する

よくある質問はこちらから→



<お問合せ・申請先>

防犯緊急補助金 受付センター連絡先：045-550-5125

受付時間：9:00～17:00(土日祝は除く)

裏面あり

取組事例

防犯パトロールの実施



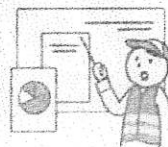
例えば

自転車のかごや散歩用リードに防犯ステッカーやタグを付けて、お買い物・お散歩ついでに防犯パトロール

補助金活用例

- ・防犯ステッカー、タグ購入費
 - ・防犯ベスト購入費
- ⇒ファン付ベストで暑さ対策♪

防犯講座の開催



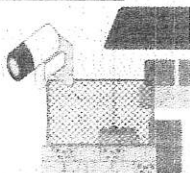
例えば

地域で開催する高齢者サロンなどに防犯講師を招いて防犯講座を開催

補助金活用例

- ・地域住民を対象とする防犯講座、講演会の講師派遣費用
- ・講座用チラシの印刷費

センサーライト等の灯りの整備



例えば

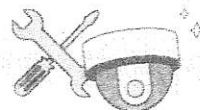
付近に電柱が無い所に、防犯目的でセンサーライトを設置

例：家のフェンス、ベランダの手すり、雨どいなどに設置

補助金活用例

- ・機器購入費
- ⇒電源が取れない所には、ソーラーライト型も！
- ・設置工事費

防犯設備機器の整備



例えば

マンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラを設置

補助金活用例

- ・防犯カメラ等の機器の購入費
- ・設置工事費

【防犯カメラ参考情報】

道路等の公共空間を撮影する場合、「地域防犯カメラ設置補助金制度」があります。

- ・1台あたり上限28万円
(10分の9補助)
- ・申請期限 7月31日

補助金制度の詳細はこちら

地域の防犯力向上緊急補助金

検索



【担当】

横浜市市民局地域防犯支援課

小野寺、早野

電話:045-671-3709

FAX:045-671-0734

E-mail:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の交付手続き等について【情報提供】

1 趣旨

4 月 1 日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、補助金の交付手続き等をご案内します。引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

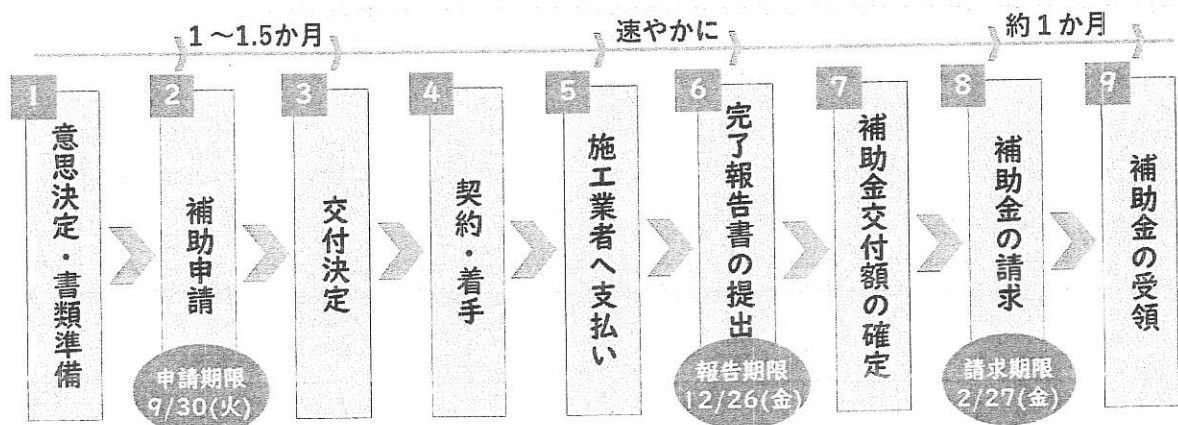
【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 補助金交付の流れ

申請にかかる手続きは、一定の時間がかかることが想定されますので、お早めの手続きをお願いします。



詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。



(市 Web ページ)

4 申請状況（6 月 6 日時点速報値）

49 件、31,547,000 円（予算執行率 約 20%）

※予算上限に達し次第、受付を終了します。申請はお早めをお願いします。

5 参考

一般照明用の蛍光灯の製造は、2027 年末で廃止されます。蛍光灯から LED 照明への計画的な交換をご検討ください。

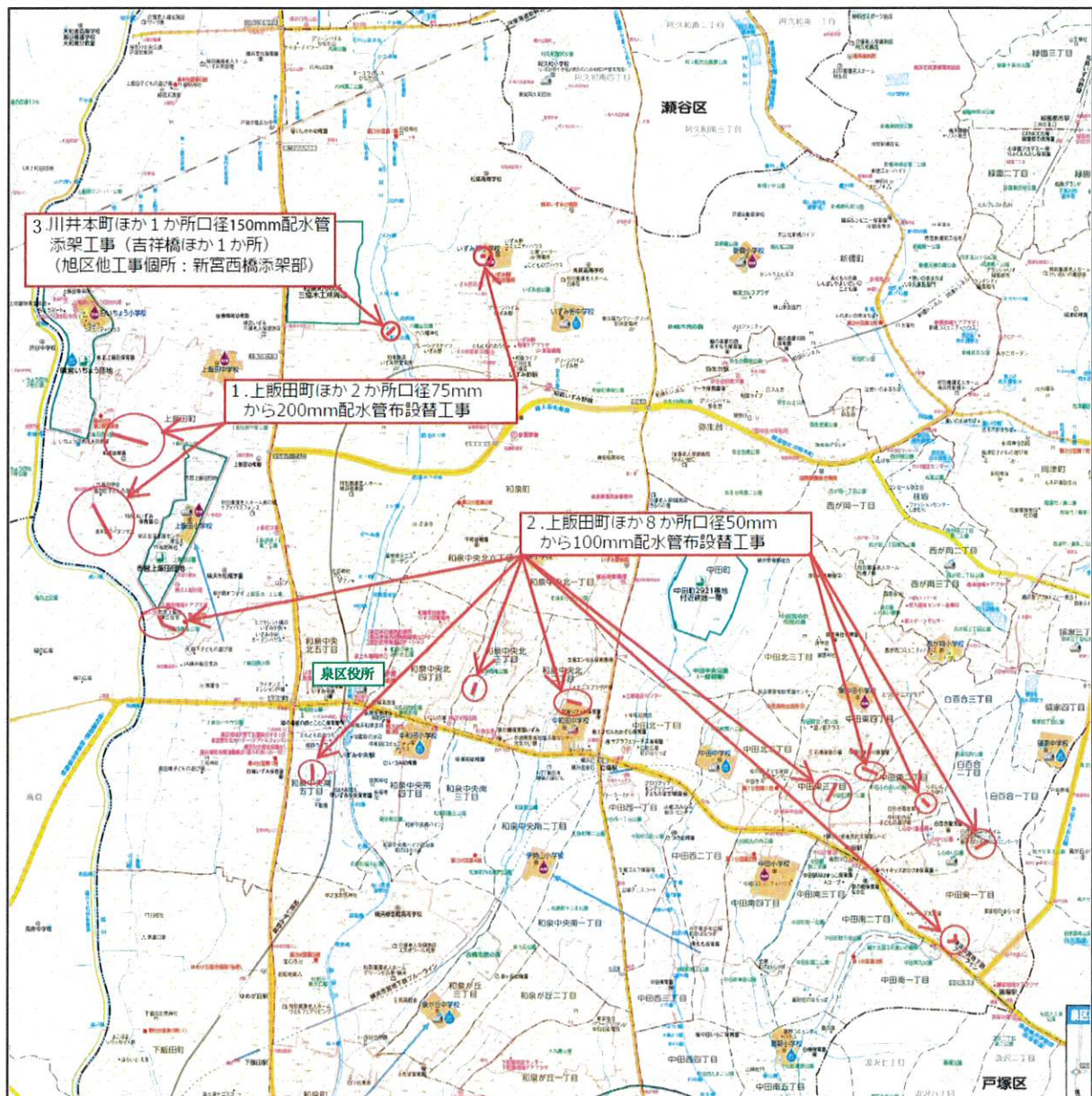
【参考】環境省 HP 一般照明用の蛍光灯の規制 <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/lamp.html>

★補助対象などに関するお問合せ・申請窓口	事業実施主体
横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 (事務委託先) 電話：045-451-7740（平日 9:00～17:00） Email:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp	市民局地域支援部地域活動推進課 担当：佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 Email:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和7年度水道局北部方面工事課事業概要

1 泉区工事予定（令和7年度）

番号	工 事 名	工事場所	工事完了 予定日	工事概要
1	上飯田町ほか1か所口径75mmから200mm配水管布設替工事	上飯田町	R8.3.1	老朽管更新 耐震化工事 重要拠点(いずみ野小) 新設延長 約305m
2	上飯田町ほか8か所口径50mmから100mm配水管布設替工事	上飯田町	R7.11.19	老朽管更新 耐震化工事 新設延長 約477m
3	川井本町ほか1か所口径150mm配水管添架工事(吉祥橋ほか1橋)	和泉町	R7.8.7	老朽管更新 耐震化工事 新設延長 約40m 新宮西橋 橋梁添架



（資料お問合せ先：水道局北部方面工事課 電話：045-531-4341）

